

公共土木施設の県産木材利用 5 年計画

1 計画の背景と目的

令和 3 年 4 月 1 日に「三重の木づかい条例」が施行され、県が整備する公共土木施設において、自ら率先して県産材の利用に努めなければならないことが規定された。

県産材をはじめとする木材を利用することは、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることとなり、防災・減災につながる。また、公共土木施設において県産木材を積極的に利用することは、グリーン社会の実現や、文化的な景観の形成にも寄与するものである。

これまで公共土木施設においては、県産木材が利用できる工種や、利用にあたっての基準等が明確でないことから、県産木材の利用が進んでいなかった。これを踏まえて、本計画では、「県産木材の利用を重点的に推進する工種」を定めた上で、推進体制や利用にあたっての基準等を定めることにより、公共土木施設における県産木材の利用推進を図ることを目的とする。

2 計画の対象及び計画期間等

(1) 計画の対象

県土整備部が発注する公共土木工事

(2) 計画期間

令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年

(3) 計画内容

公共土木工事において、県産木材の利用が見込める工種について、基準や適用条件に合致したものは原則使用するものとする「県産木材の利用を重点的に推進する工種」を別紙に定める。

定める工種については、以下の工種に分ける。

① 令和 4 年度から適用する工種（令和 3 年度内に必要な基準等を整備）

② 令和 5 年度以降の適用に向けて検討する工種（計画期間内での適用を前提）

なお、②については、検討結果を踏まえ、順次、適用を図る。

3 計画の推進体制及び取組内容

(1) 推進体制

本計画を推進するため、関係各課で構成する「県産木材利用推進会議」を設置し、(2)に規定する取組を行う。

なお、事務局は県土整備総務課に置く。

(2) 取組内容

1) 計画の進捗管理

本計画の進捗管理を行うとともに、毎年度、利用実績の調査を行い、県産木材の利用実績を公表する。

2) 計画の見直し

利用実績の調査の結果や、他の部局や都道府県等における木材利用事例を踏まえ、適用工種拡充の検討を行い、計画内容の見直しを行う。

3) 検証・次期計画策定

計画最終年度となる令和7年度に、本計画の検証を行うとともに、本検証結果や実績等を踏まえ、次期5か年計画を策定する。なお、次期5か年計画については、県産木材の利用量に関する5年後の定量的な目標等を設定する。

4) 調査・研究

農林水産部関係課等と情報交換を行い、木材利用に関する情報収集（防腐処理、強度、最新事例）を行う。

5) 市町への支援

県内市町の公共土木工事における木材利用を推進するため、必要な技術支援を行う。

4 計画の推進に必要な基準、マニュアル等の整備等

技術管理課は、以下の取組を行う。

- (1) 必要な基準、マニュアル等の整備
- (2) 単価設定、歩掛の整備
- (3) 事例の紹介

附則

この計画は、令和3年10月29日から施行する。

【別 紙】

県産木材の利用を重点的に推進する工種

① 令和4年度から適用する工種

工事案内看板、仮設防護柵工、公園施設工（ベンチ、あずまや等）、植栽支柱工、木製ガードレール

② 令和5年度以降の適用に向けて検討する工種

木柵工・丸太柵工、残存型柵（堰堤）、階段工、視線誘導標設置工（木製デリネーター）
木製型柵、転落防止柵工、丸太筋工・筋工、水制工、植生基材吹付、バリケード、マルチング、伏工（丸太伏工）、土留工、護岸工、木橋・木道、手すり、木製案内誘導看板等、立入防止柵（仮設工）、根固工（木工沈床工）、丸太杭工